

# 「高齢者歯科口腔健診」の受診はお済みですか

後期高齢者医療被保険者を対象に、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防することを目的として、歯（義歯）・歯肉の状態等をチェックする「高齢者歯科口腔健診」を実施しています。歯や口の状態は、全身の健康に大きく影響します。健診がお済みでない方は、この機会にぜひ受診ください。



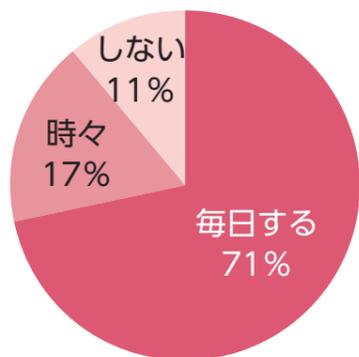
## 高齢者歯科口腔健診の概要

- 対象 後期高齢者医療被保険者
- 実施方法 歯科医院による健診
- 健診料金 無料
- （健診後の治療は自己負担）
- 健診期間 平成28年3月31日まで
- 申込方法 西脇市多可郡歯科医師会所属の歯科医院に電話予約
- 持ち物 被保険者証、問診票
- 問合せ 保険医療課 (市役所内線252・318)

9月30日現在127人が受診

健診の結果、60%の方が継続して治療が必要と診断されています。歯周疾患や義歯の不具合、むし歯を放置しておくと、「かむ力」等の口腔機能が低下し、全身に悪影響を及ぼすことが研究等で明らかになっていきます。健診を受け、必要に応じて早めの治療を受けていただくことが重要です。

## 寝る前に歯みがきをしますか？



1日3回の歯みがきの中で最も重要なのが寝る前の歯みがきです。だ液には殺菌作用があり、歯周疾患やむし歯の原因となる細菌の繁殖を抑える働きがありますが、睡眠中は日中と比較してだ液の分泌量が減少します。歯みがきをしないで寝てしまうと、口の中で細菌が繁殖し、歯周疾患やむし歯が進行する恐れがあります。「高齢者歯科口腔健診」問診結果から、約3割の方は寝る前の歯みがきが毎日できていないことがうかがえます。歯周疾患やむし歯予防のため、寝る前の歯みがきを習慣づけましょう。

## 西脇市特別職報酬等審議会の委員募集

- 西脇市では、市長等の給料の額や市議会議員の報酬の額について、市民の皆さんから幅広くご意見をいただき適正な額を審議するため、西脇市特別職報酬等審議会を開催します。
- ◆応募資格
    - ①市内居住で応募締切日時点において満20歳以上の方
    - ②平日や夜間開催の審議会に出席できる方（3回程度）
    - ③本市の他の審議会等の委員でない方
  - ◆応募方法
    - ④市議会議員および職員の配偶者またはそれぞれの2親等以内の親族でない方
    - ◆募集人数 2人
    - ◆任期 委嘱の日から審議終了まで
    - ◆報酬額（3時間未満） 1 開催につき3,700円
    - ◆応募期間（期間内必着） 12月11日（金）午後5時15分まで
    - ◆応募方法 所定の応募用紙を持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかで提出してください。 ※持参は土・日・祝日を除く。 午前8時30分～午後5時15分まで ※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。
    - ◆選考方法 応募用紙により選考し、結果は応募者全員に通知します。
    - ◆応募・問合せ 〒677-8511 西脇市郷瀬町605番地 西脇市役所総務部総務課 (市役所内線209) FAX 221014 / 電子メール somu@city.nishiwaki.lg.jp

## 広報にしわき・市ホームページに 広告を掲載しませんか。

- 市では、自主財源の確保を目的として、平成19年5月から市ホームページに、平成20年5月から広報紙「広報にしわき」に有料で広告を掲載しています。掲載ご希望の方はホームページに掲載している「西脇市広告掲載事業実施規程」をご確認ください。ご不明な点は下記まで。
- 広報にしわき
    - ・掲載料（1ヵ月あたり） 10,000円～25,000円
    - ・募集締切 発行日の30日前
  - 市ホームページ
    - ・掲載料（1ヵ月あたり） 10,000円
    - \* 広告掲載申込書および会社概要が分かる書類をご提出ください。所在地が市外の場合は納税証明書が必要です。
    - \* 掲載に際しては審査があります。
    - \* 継続して掲載いただける場合は割引特典があります。

## 赤ちゃんが生まれたら出産育児一時金の申請を

出産したときには、加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。国民健康保険加入者は市役所で申請手続きを、その他の健康保険加入者は各保険者へお問い合わせください。

出産育児一時金	40万4千円
産科医療補償制度利用時の加算額	1万6千円
合計	42万円

※産科医療補償制度未加入の医療機関での分娩については、40万4千円 ※産科医療補償制度=分娩に関連して重度脳性まひを発症した赤ちゃんの家族の経済的負担を補償する制度（市内で制度に加入している医療機関は「西脇病院」と「うつのみや産婦人科医院」）

### ◆直接支払制度をご利用ください

出産育児一時金のうち出産にかかる費用を健康保険から医療機関に直接支払う制度で、退院時に窓口で支払う費用を抑えることができます。出産の際には医療機関で保険証を提示し、直接支払制度につい

ての説明を受け、制度利用に合意することを書面で承諾してください。医療機関によっては、制度が利用できないこともあります。

- 出産費用が一時金の上限額（42万円または40万4千円）を超えた場合⇒超えた金額のみを医療機関の窓口でお支払いください。
- 出産費用が一時金の上限額を超えない場合もしくは直接支払制度が利用できなかった場合⇒保険医療課保険担当まで申請にお越しください。

### 【申請時にお持ちいただくもの】

- ◇国民健康保険証◇出産費用の明細書・請求書または領収書（産科医療補償制度の加入医療機関である証明印のあるもの）◇直接支払制度が利用できる場合はその合意文書◇母子手帳◇印鑑◇世帯主名義の預金通帳
- ◆問合せ 保険医療課保険担当（市役所内線254・253）

## パブリック・コメントを実施します

### パブリック・コメントとは…

市が計画などの基本的な政策を決定する際に、その案を市民の皆さんに公表し、寄せられた意見を参考に最終的な意思決定を行うものです。



市では、西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、市民の皆さんから意見を募集します。

### 西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少を克服し、将来にわたって活力を維持するため、しごと・雇用の確保、子育てしやすい環境づくり、移り住みやすいまちの創生に向けた戦略を定めます。

### ◆意見の募集期間

12月21日(月)～1月21日(木)

### ◆閲覧場所

- 西脇市役所2階文書公開コーナー
- 市ホームページのパブリックコメントの項目 (<http://www.city.nishiwaki.lg.jp>)

### ◆意見の提出方法

意見の提出は持参、郵送、ファックス、Eメールでお願いします。

意見の書式は自由ですが、題名・住所・氏名（または団体名）・連絡先を明記してください。意見内容を確認する場合に限って個人情報を利用します。

### ◆意見の提出先

〒677-8511 西脇市郷瀬町605 都市経営部次世代創生課（市役所内線397） FAX 22-1014 ㊚sousei@city.nishiwaki.lg.jp

### ◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。